

<寄附者の皆様へ>

税法上の優遇措置について

【個人でのご寄附】

◆◇◆所得税の優遇措置◆◇◆

国立高等専門学校機構への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金として、財務大臣から指定されています。

なお、上記の措置を受けるためには、当機構が発行する「寄附金受領証明書」を添えて、所轄税務署に確定申告を行う必要があります。

(税務署で確定申告を行うと、所得税と個人住民税の両方の控除を受けることができます。)

---<所得控除の計算方法>-----

当該年中の寄附金が 2,000 円を超えた場合は、確定申告することにより、所得の 40%を限度として所得の控除が受けられます。

◆寄附金控除額 = 寄附金額 (又は所得×40%) - 2,000 円

〔所得税法第 78 条第 2 項第 2 号〕

(参考) 国税庁ホームページ [外部リンク]

◆◇◆個人住民税の優遇措置◆◇◆

平成 20 年度の税制改正により、自治体の条例で指定した寄附金が個人住民税 (都道府県民税及び市町村民税) の控除対象となり、翌年の個人住民税が控除されることになりました。

お住まいの都道府県・市区町村が、条例で当機構を寄附金控除の対象としている場合、総所得金額等の 30%を上限とする寄附金額について、下記のとおり翌年の個人住民税から控除されます。

なお、お近くの税務署で確定申告を行っていただければ所得税と個人住民税の両方の寄附金控除を受けることができます。

また、個人住民税の寄附金控除のみを受ける場合は市区町村において簡易な手続きで済ませることが出来ます。

-- <税額控除額の計算方法> -----

- ◆都道府県が指定している場合（寄附金額－2,000円）×4%
- ◆市区町村が指定している場合（寄附金額－2,000円）×6%
- ◆都道府県・市町村共に指定している場合（寄附金額－2,000円）×10%

※それぞれの都道府県・市区町村により取り扱いが異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【法人からのご寄附】

◆◇◆法人税の優遇措置◆◇◆

寄附金の全額を損金に算入することができます。

（寄附額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）〔法人税法第37条3項第2号〕

お問い合わせ先

- 寄附金の用途を学校単位でお考えの場合

<https://research.kosen-k.go.jp/cooperation/>